資料5

# 県政改革アクションプランの 取組状況について

平成24年3月 高知県行政管理課



## 1 県民から見える県庁づくり

#### (1) 意思決定のプロセスに関する情報公開の充実

○「補助金」「委託事業」「許認可」「審議会」の公表については、22年度は一部の所属ができていなかったが、23年度は全ての所属でできており、プランの取組が定着してきた。

#### (2)情報の共有と幅広い議論

- 〇各部局において、課題案件や協議結果の文書の保存、所管分野の課題案件について、庁議や政策調整会議の議題として提出する取組が実施されている。
- 〇上司の判断に異議があり、更に上位の上司や政策企画課長、執行管理室長に申 し出て協議した事例はない。

#### (3) 意思決定に対するチェック機能の強化

- ○予算執行段階、監査委員等によるチェック機能の強化については、財政課内に 執行管理室を設けている。執行管理室長が異議ありとしたものを庁議へ報告した 事例はない。
- 〇アドバイザーの委嘱や、監査委員事務局に専門的な資格を有する職員を配置するなど、体制を充実させている。また、職員からの相談、告発を受ける仕組みも整備している。

## 2 県民と対話をする県庁づくり

- (1)官民協働型の県政推進のため不正防止を徹底した上で職員が県民と積極的に対話する仕組みづくり
- ○23年度は、「職員の現場体験」の取組のできている部局が増えた。H22年度実施: 4部局 → H23年度実施: 12部局
- ○念書・覚書の公表も実施されている。
- 〇県政に対する不当な圧力や介入があれば幹部職員がリーダーシップを発揮し毅然とした対応ができている。また、県民の声データベースシステムを活用するなど、庁内での情報共有も行われている。

## 3 県外にも目を向ける県庁づくり

#### (1)全国や世界にも目を開いた未来志向の組織づくり

- 〇国、他県、民間等への職員の派遣や、効果的な研修体制を整備し、人材育成を進めている。
- 〇県外事務所、海外事務所又はアンテナショップを活用し、情報収集などを行っている。
- ○産業振興計画の推進にあたり、産業振興アドバイザーや産業振興スーパーバイ ザーを委嘱している。

#### 検証の総括と今後の取り組み

・各所属で検証した結果、それぞれの取組項目については、「できている」又は「概ねできている」という結果であった。

#### 検証の 総括

- ・職員の県政改革に対する理解も深まり、県政改革に関する意識も浸透してきている。
- ・取組内容は、形骸化していないが、常に検証する視点が必要である。
- ・見直しや新たな取り組みを進める前に、なお一層の徹底を図り、「県民から見える県庁づくり」について、引き続き重点的に取り組んで行く。

#### 情報公開の充実

- ○意思決定プロセスの公表、審議会等の公開など情報公開・情報提供の取組はできている。
- ○職員間の情報共有・情報公開の意識が高まっている。

#### チェック機能の強化

- 〇チェック機能の強化ができている。
- 〇不当な圧力・介入には、毅然とした対応ができている。



〇安全装置としての機能の重要性から引き続きチェック機能が働く体制 を取りつつ、制度の周知を図っていく。また、不当な圧力や介入には引き 続き毅然とした対応をしていく。

#### 職員の意識

○研修の実施、検証等を通じて各職員のプランの目指す方向性に対する理解が進んでいる。○モード・アバンセ事件に関する研修を幅広く行っている。



〇研修や職員による話し合い、取組の検証などの仕組みを継続し、 職員の意識の向上と着実な取組を進めていく。

ンプランの着実な実行を確認していく。

〇毎年の検証の機会を通じて引き続きアクショ



## 平成23年度 『県政改革アクションプラン』 検証結果【知事部局】

	取 組 項 目	検証する 検証 年度 事例有り 事例有り										事例無し		
		HAVE	A: 全庁共 通B: 個別取 組		①できる。概ね ている。	<b>aでき</b>	②一部しかで きていない。		③全くできて いない。		事例有			
	民から見える県庁づくり」のた 意思決定のプロセスに関する情報		宝宝								-			
	意思決定プロセスの公表のルー/		L <del>X</del>											
a	予算編成の概要の公表<拡充>													
1	予算編成の概要に関する 情報をよりわかりやすい形 で公表する。	財政課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
b	特定の個人・団体等に利害が及	ぶ意思決	定プロ	コセス	の公表	<新規	>							
2	「補助金」の公表	各所属	Α	H23	59	100%	0	0%	0	0%	59	35%	108	65%
	「融資」の公表			H22	(51)	94%	(3)	6%	(0)	0%	(54)	32%	(115)	68%
3	「融資」の公表	水産政策 課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	_
				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
4	「委託事業」の公表	各所属	Α	H23	86	100%	0	0%	0	0%	86	51%	81	49%
				H22	(70)	97%	(2)	3%	(0)	0%	(72)	43%	(97)	57%
5	5「公共事業」の公表	公共事業 所管課	В	H23	3	100%	0	0%	0	0%	3	100%	-	-
		771 E 10K		H22	(3)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(3)	100%	(0)	0%
6	「許認可」の公表	各所属	Α	H23	49	100%	0	0%	0	0%	49	29%	118	71%
				H22	(47)	96%	(2)	4%	(0)	0%	(49)	29%	(120)	71%
7	「職員採用」の公表	人事課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
	議会等の公開、審議会等に関する			Ē										
a	養事録又は議事要旨の公開範囲の 審議会等の会議は原則公			I										
	開する。	17777	Α	H23	55		0		0			33%		
9	公開した会議の会議資料	各所属		H22	(57)	97%	(2)	3%	(0)	0%	(59)	35%	(110)	65%
	及び会議録等をホーム ページに掲載し、県民室	L // / //	Α	H23	55	100%	0	0%	0	0%	55	33%	112	67%
	で供覧する。			H22	(49)	83%	(10)	17%	(0)	0%	(59)	35%	(110)	65%
10	「審議会等の会議の公開に関する指針」を改正す	文書情報課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
	<b>る。</b>			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
11	非公開の会議でも会議要旨は公開する。	各所属	Α	H23	24	100%	0	0%	0	0%	24	14%	143	86%
	日では日まりる。			H22	(21)	88%	(2)	8%	(1)	4%	(24)	14%	(145)	86%
	ト種団体からの要望等の公表<拡		ı	ı	· · · · · ·									
	2 各種団体からの要望内容 と回答等の公開の仕組み を作る。	各部長等 (各部局 主管課)	В	H23	14	100%	_	_	0	0%	14	100%	-	_
				H22	(10)	77%	(0)	0%	(3)	23%	(13)	93%	(1)	7%
13	3 各種団体からの要望内容 と回答等を公開する。	各所属	Α	H23	30	100%	0	0%	0	0%	30	18%	137	82%
	1 H 4 G - 1 M 7 90			H22	(26)	79%	(6)	18%	(1)	3%	(33)	20%	(136)	80%

取 組 項 目	検証する部署	検証区分	年度		事例有り								
		A: 全庁共 通 B: 個別取 組					②一部しかで  ③全くできて きていない。 いない。			事例有			
ウ 県民から分かりやすいものとするた		ンのエ	· +	±-±-×									
a 知りたい情報を的確に検索できる 14 分類や表示を工夫する。	広報広聴		.大 </td <td>ム允&gt;</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	ム允>									
	課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
1 ハギオス特却であるのながみ	n めナノナ	フエー	H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
b 公表する情報そのものを分か 15 読み手の立場に立った文		<b>シエ</b> フ	たくを	700 /									
書作成に全職員が心がけ		Α	H23	167	100%	0	0%	0	0%	167	100%	-	-
	A)		H22	(169)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(169)	100%	(0)	0%
16 文書作成や分かりやすい 資料作成手法を学ぶ研修	人事課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
を実施する。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
ア 課題案件が十分な議論のないまま			方ぐ仕糸	且みづく	くり								
a 課題案件の文書化と共有ルールの			Г	ı				ı	T				
17 各部局主管課が部局イントラや共有フォルダ等の整備、充実に取り組み、課題	1 土日味/		H23	14	100%	0	0%	0	0%	14	100%	-	-
案件や協議結果の文書の 保存を行う。			H22	(14)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(14)	100%	(0)	0%
b 課題案件を議論の場に出させる/1	-												
18 各部局長等は、所管分野の課題案件を積極的に庁   議や政策調整会議の議題	: (各部局 士管理)		H23	14	100%	0	0%	0	0%	14	100%	-	-
として提出する。			H22	(14)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(14)	100%	(0)	0%
19 政策企画課長が問題ある 案件と判断したものは、庁 議に報告し、庁議で対応		В	H23	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100%
方針を決定する。			H22	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%
c 決裁ライン上の一部職員に異議を		「/心<ラ	が規 >	<u> </u>				ı	I				
20 上司の判断に部下から理   由を明示して異議が申立   てられた場合には、上司に		Α	H23	46	100%	0	0%	0	0%	46	28%	121	72%
判断の理由を説明する。			H22	(44)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(44)	26%	(125)	74%
21 NO20で異議があれば、 に上位の上司や政策企画 課長、執行管理室長に理 由を付して申し出ることが	Ī	Α	H23	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	167	100%
できる。(上司等は協議し 結果を庁議に報告する。)			H22	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(169)	100%
21 NO20で異議があれば、更 に上位の上司や政策企画 課長、執行管理室長に理 由を付して申し出ることが	課長・対行管理		H23	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	100%
できる。(上司等は協議しは果を庁議に報告する。)			H22	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(2)	100%

	組項目	検証する 検証 年度 事例有り 部署 区分								事例無し				
			A: 全庁共 通 B: 個別取 組		①できっ る。概れ ている。	こでき	②一部 きてい	しかで ない。	③全く <sup>*</sup> いない。			計列有		
	対するチェック機能の強化													
	<b>没階、監査委員等によるチ</b>			Ľ										
22 執行	設階でのチェック機能の登 管理室長が異議あり ものは、顧問弁護士	単化<新規 執行管理 室長		H23	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	100
への <sup>材</sup> に報行	相談を踏まえて庁議 告し庁議で決定す			H22	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	1009
る。 b <u>事業等の</u>	実現性の審査<新規>													
		131 mi #4 /#				-	1		1					
	県事業審査アドバイ を委嘱する。	計画推進課	В	H23	1	100%	0		0	0%	1	100%	-	_
				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0
c 外部監査	制度の活用<継続>													
選定に	外部監査のテーマの に当たって、監査委 監査結果や措置状	監査委員 事務局	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
況、蜸	塩査の実施状況につ 遺極的に情報提供す			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0
d 専門性の	強化<新規>	1	I											
25 監査	委員事務局に非常勤 員や中小企業診断士	監査委員 事務局	В	1100		1000/		00/	•	00/	4	1000/		
		1-337-3	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	_
などの	貝や中小正来診断工 )資格を持った職員 置する。	1.15775	В	H23	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%		100%	(0)	-
などの を配置 (職員からの	)資格を持った職員 置する。 相談、告発を受ける仕組	4	В										(0)	-
などの を配置 ( 職員からの a 外部相談	<ul><li>)資格を持った職員置する。</li><li>相談、告発を受ける仕組を員制度の周知徹底&lt;拡充</li></ul>	<i>y</i>				100%	(0)	0%	(0)	0%			(0)	(
などの を配置 職員からの a 外部相談 26 外部材	)資格を持った職員 置する。 相談、告発を受ける仕組	4						0%			(1)		(0)	_
などの を配置 職員からの a 外部相談 26 外部材 て、職	D資格を持った職員 置する。 相談、告発を受ける仕組 員制度の周知徹底<拡充 相談員制度につい	み ご>  行政管理  課		H22	(1)	100%	(0)	0% 0%	(0)	O%	(1)	100%	-	_
を配置 を配置 職員からの a 外部相談 26 外部和 て、職 b 公益通報 27 公益i	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組を 員制度の周知徹底<拡充 相談員制度につい 我員に周知徹底する。	み ∑>  行政管理 課 太充>		H22	(1)	100%	(0)	0% 0%	(0)	O%	(1)	100%	-	_
などの を配置 職員からの a 外部相談 26 外部和 て、職 b 公益通報 27 公益i	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組を員制度の周知徹底<拡充相談員制度につい、 対して関助ではある。 地理制度の所管変更<加速を関する。	み   行政管理   	В	H22 H23 H22	(1) 1 (1)	100%	(0)	0% 0%	(0) 0 (0)	0% 0%	(1) 1 (1)	100% 100%	-	- C
などの を配置 不職員からの a 外部相談 26 外部 末 b 公益通報 27 公 、 職 28 匿名の	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組を員制度の周知徹底<拡充相談員制度につい、 対して関助ではある。 地理制度の所管変更<加速を関する。	み   行政管理   	В	H22 H23 H22	(1) 1 (1)	100% 100% 100%	(0)	0% 0% 0%	(0) 0 (0)	0% 0% 0%	(1) 1 (1)	100% 100% 100%	- (0)	- (
などの を配置 不職員からの a 外部相談 26 外部 末 b 公益通報 27 公 、 職 28 匿名の	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組設員制度の周知徹底<拡充 間談員制度につい 裁員に周知徹底する。 処理制度の所管変更<拡 通報処理制度につい 裁員に周知徹底する。	み   一   一   一   一   一   一   一   一	В	H22 H23 H22 H22	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0)	0% 0% 0%	(0) (0) (0)	0% 0% 0%	(1) 1 (1)	100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	- (
などの を配置 「職員からので 「ない」」 「ない。」 「ない。 「ない。 「ない。」 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組設員制度の周知徹底<拡充 間談員制度につい 裁員に周知徹底する。 処理制度の所管変更<拡 通報処理制度につい 裁員に周知徹底する。	み   一   一   一   一   一   一   一   一	В	H23 H22 H23 H22 H23	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100%	(0) 0 (0) 0 (0)	0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	- (
などのを配置 などのを配置	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組を 員制度の周知徹底<拡充 間談員制度につい 裁員に周知徹底する。 処理制度の所管変更<拡 通報処理制度につい 裁員に周知徹底する。 の通報であっても情 供として受け付ける。	み                   	ВВВВ	H23 H22 H23 H22 H23 H22	(1)  1 (1)  1 (1)  1 (1) (1)	100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	- (
などの を配置 (職員からの談 (a 外部外で、 (a) 外部外で、 (b) 公益公で、 (b) 公益公で、 (b) 公益公で、 (b) 公益ので、 (c) を報告を (c) で、 (c) で 、 (c) で で (c) で で (c) で で (c) で で (c) で	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組 員制度の周知徹底<拡充 相談員制度につい 裁員に周知徹底する。 処理制度の所管変更<拡 通報処理制度につい 裁員に周知徹底する。 の通報であっても情 供として受け付ける。	み   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次   一次	ВВВВ	H23 H22 H23 H22 H23 H22	(1)  1 (1)  1 (1)  1 (1) (1)	100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	- ((
などの を配置 ( 職員からの談 a 外の m	り資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組を員制度の周知徹底<拡充相談員制度につい、 対員に周知徹底する。 地理制度の所管変更<加速員に周知徹底する。 地理制度の所管変更<加速員に周知徹底する。 地理制度についましたの。 の通報であっても情によして受け付ける。 する県庁づくり」のために の県政推進のため不正防	み 一 で で で で で で で で で で で で で	ВВВВ	H23 H22 H23 H22 H23 H22	(1)  1 (1)  1 (1)  1 (1) (1)	100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	- (
などのである   などのでは、まままままます。   などのでは、ままままままままます。   は、ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	回資格を持った職員 置する。 相談、告発を受ける仕組を 員制度の周知徹底<拡充 相談員制度につい 裁員に周知徹底する。 他理制度の所管変更<拡充 が、 が、 が、 は関いであっても情 供として受け付ける。 する県庁づくり」のために の県政推進のため不正防 での県政推進のため不正防 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	み 一 で で で で で で で で で で で で で	ВВВВ	H23 H22 H23 H22 H23 H22	(1)  1 (1)  1 (1)  1 (1) (1)	100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	- (
などの を配置 (職員部外で、 (事) (1) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	回資格を持った職員 置する。 相談、告発を受ける仕組を 員制度の周知徹底<拡充 相談員制度につい 裁員に周知徹底する。 他理制度の所管変更<拡充 が、 が、 が、 は関いであっても情 供として受け付ける。 する県庁づくり」のために の県政推進のため不正防 での県政推進のため不正防 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	み   大   大   大   大   大   大   大   大	B B	H23 H22 H23 H22 H23 H22	(1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) が県民	100% 100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0) (1)	0% 0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1) (1)	100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0)	( 
などの   などの   などの   なを   からの   なを   かり   なを   かり   ながり   な	回資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組設員制度の周知徹底<拡充。 相談員制度につい、 裁員に周知徹底する。 他理制度の所管変更<拡張。 他理制度の所管変更<拡張。 他理制度につい、 裁員に周知徹底する。 の理制度につい。 対して受け付ける。 であっても情にはとして受け付ける。 では、対話する仕組みづく。 に対話する仕組みづく。 に対話する仕組みづく。 に対話すると継続 にいく。 には、	サンプ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	B B	H23 H22 H23 H22 H23 H22 C職員	(1) 1 (1) 1 (1) (1) が県民 1	100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0) 仕組み	0% 0% 0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1) (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0) - (0)	( 
なを を で で で で で で で で で で の で の で の で の で の の で の の で の の の で の の の の の の の の の の の の の	回資格を持った職員置する。 相談、告発を受ける仕組設員制度の周知徹底<拡充相談員制度につい、 成員に周知徹底する。 地理制度の所管変更<加速員に周知徹底する。 地理制度の所管変更<加速員に周知徹底する。 地理制度についた。 の連報であっても情にとして受け付ける。 であいてもはののであってもはののであるにの場所であってもはなってもはなってもはないであってもはないである。 では、これであるといく。 に対話する仕組みづく には、とま行」座談会を継ばいく。	み   大   大   大   大   大   大   大   大	B B	H23 H22 H23 H22 H23 H22 C職員	(1) 1 (1) 1 (1) (1) が県民 1	100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%	(0) (0) (0) (0) (0) (0)	0% 0% 0% 0% 0% 0% 0%	(0) (0) (0) (0) (0) 仕組み	0% 0% 0% 0% 0% 0%	(1) 1 (1) 1 (1) (1) 1 (1)	100% 100% 100% 100% 100% 100%	- (0) - (0) - (0)	- ((

取 組 項 目	検証する部署	検証 区分	年度	事例有り								事例	無し
	HPT	A: 全庁共 通 B: 個別取 組		①できる。概ね ている。	<b>aでき</b>	②一部 きてい	しかで ない。	③全く いない			計 列有		
c 出先機関職員等の活用<拡充>		1	1										
31 出先機関の職員、地域支 援企画員、地域産業振興 監等は、組織的に県民	各出先機関	A(出 先の	H23	80	100%	0	0%	0	0%	80	100%	-	-
ニーズを把握し、課題の解決を図る。		み)	H22	(81)	99%	(1)	1%	(0)	0%	(82)	100%	(0)	0%
31 出先機関の職員、地域支 援企画員、地域産業振興 監等は、組織的に県民	地域支援 企画域域 くり支援	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-
ニーズを把握し、課題の解 ニー決を図る。	課)		H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
d 地域活動等への積極的な参加<抗									·				
32 職員は、地域の行事やボランティア活動等に積極的に参加する。	全職員	Α	H23	152	91%	15	9%	0	0%	167	100%	-	-
e 県政情報の分かりやすい発信<拡	*>		H22	(130)	77%	(38)	23%	(0)	0%	(168)	99%	(1)	1%
33 これまで以上に記者発表	ガ <i>&gt;</i> 各所属	1		l									
の機会を増やす。	· 니 /기/편	Α	H23	(77)	100% 94%	(5)	<b>0</b> %	(0)	<b>0</b> %		<b>52%</b> 49%	(87)	<b>48%</b> 51%
<u> </u>   34 テレビ、ラジオによる広報	広報広聴					` ′		. ,				` ′	01/0
を一段と拡充する。	課	В	H23 H22	(1)	100% 100%	(0)	<b>0</b> %	(0)	<b>0</b> %	(1)	100% 100%	(0)	- 0%
2000000 FI E 1 - 100 / 9 0	計画推進課	В	H23	1	100%	. ,	0%	0	0%		100%	-	_
用のホームページを作っ て情報発信していく。	H/K		H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%
36 各部局で団体や企業等の協力を得て、一定期間現	各部長等 (各部局 主管課)	В	H23	12	86%	-	-	2	14%	14	100%	0	0%
場体験を実施する。			H22	(4)	29%	(0)	0%	(10)	71%	(14)	100%	(0)	0%
	 <i> </i> レ	]											
a 県民との対話の文書化と共有<継網													
37 県民との対話の内容や寄せられた意見を文書で記録し、上司に報告するとと	各所属	Α	H23	153	100%	0	0%	0	0%	153	92%	14	8%
もに、関係部署で情報を 共有する。			H22	(141)	98%	(3)	2%	(0)	0%	(144)	85%	(25)	15%
38「対話と実行」座談会の記録と共有により情報を有効活用する。	各所属	Α	H23	109	100%	0	0%	0	0%	109	65%	58	35%
IH/IH / 20			H22	(75)	99%	(1)	1%	(0)	0%	(76)	45%	(93)	55%
b 県民の声データベースシステムの沿		<u> </u>		I.		1		1	l .				
39 県政に対する意見、提案 やそれに対する回答を文 書として記録に残すととも	各所属	А	H23	77	100%	0	0%	0	0%	77	46%	90	54%
に、システムを活用して全庁で共有する。			H22	(73)	89%	(9)	11%	(0)	0%	(82)	49%	(87)	51%

取	組項目	検証する部署	検証 区分	年度	度 事例有り									事例無し	
		DV4	A: 全庁共 通 B: 個別取 組		①できる。概ね ている。	<b>aでき</b>	②一部 きてい	ルかでない。	③全く いない			計 列有			
c 「職務	に関する働きかけ」の公表制度	度の適正な	建用	<拡充	>						ı				
	録票に記載する働きか	文書情報課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
	の具体的事例を示す。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
41 制力       する	度に関する研修を実施る	文書情報 課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
		文書情報		H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	` ′	0%	
	部職員の率先した取組 司知徹底する。	課	В	H23	1	100%	0		0		1	100%		-	
d 念書・	覚書の公表<拡充>			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
43 毎4	年度公表する。	各所属	Α	H23	23	100%	0	0%	0	0%	23	14%	144	86%	
				H22	(36)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(36)	21%	(133)	79%	
44 過	去の念書等について検 し、その取扱方針を公	各所属	Α	H23	31	100%	0	0%	0	0%	31	19%	136	819	
	する。			H22	(37)	95%	(2)	5%	(0)	0%	(39)	23%	(130)	779	
	の対話における姿勢のあり方														
	₹職員倫理条例及び規則の周 修の場等で職員倫理条	知徹底< 人事課													
例~	や規則の周知徹底を図		В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
る。				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	Ο%	(1)	100%	(0)	0%	
b「不当	な圧力・介入」への対応<拡き	充>	l.	<u>I</u>											
サー	政に対する不当な圧力 介入には、幹部職員が -ダーシップを発揮し、 然と対応していく。	幹部職員	А	H23	15	100%	0	0%	0	0%	15	9%	152	919	
	<u>123は、不当な圧力があった場合</u> →事例有に分類			Н22	(123)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(123)	73%	(46)	279	
庁に	政に対する不当な圧力 介入があった場合は、 内での情報共有や関連 報の県民への提供を行	幹部職員	A	H23	15	100%	0	0%	0	0%	15	9%	152	919	
<u>※H</u> のみ	I23は、不当な圧力があった場合 ▲事例有に分類			H22	(138)	96%	(6)	4%	(0)	0%	(144)	85%	(25)	15%	
	修のあり方等 員倫理に関する研修の充実く	<b>扩</b>	•	•											
48 階)	層別研修の中で公務員		В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	_	_	
倫理	理に関する内容を拡充 る。		<u>                                     </u>	H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%		100%		09	
	場研修での取り組みも	人事課	_				` ′		. ,		` '			0,	
	実する。		В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	_	
	2 ~2 . 25 . 1 . 7 + 11.3 - 111 3 ~ 7 + 11.	D	. E.E. *19	H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	09	
	・アバンセ事件に関する研修 件の経過や反省を踏ま	の実施< 行政管理		· 											
え を を を	た県の取り組みなどの研 資料を作成し、研修の で活用する。		В	<b>H23</b> H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	<b>0</b> %		100%		- 09	
	の良い職場づくり<拡充>				(1)	1000	(0)	0,0	(0)	0 / 0	(1)	200,0	(0)	- 0/	
51 職 き、	の良い風物が入りて拡充と 員は、広く県民の声を聞 県民目線に立った仕 を進め、こうした意識を	各所属	Α	H23	167	100%	0	0%	0	0%	167	100%	-	-	
職	を進め、こりした息畝を場の内外で共有する。			H22	(168)	99%	(1)	1%	(0)	0%	(169)	100%	(0)	09	

	取 組 項 目	検証する 部署	検証 区分	年度	事例有り									事例無し	
		HAVE	A: 全庁共 通 B: 個別取 組		①できる。概ね ている。	<b>こでき</b>	②一部きている		③全くでいない。	_		計列有			
	も目を向ける県庁づくり」のために や世界にも目を開いた未来志向の		n												
ア未列	来志向の職員への意識改革														
	、他県、民間等への職員派遣と研 中央省庁や民間企業へ職														
	員を派遣する機会を積極		В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
	的に確保する。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	Ο%	
53		人事課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	_	-	
	事交流にも継続して取り組む。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
	研修派遣終了後には研修	人事課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%		_	
	レポートを庁内イントラに 掲示する。		В	пиз		100%	U	U%	U	U%		100%			
				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	Ο%	
	広い視野を持たせる効果的な研り 職員研修では、全国の情	多の実施 < 人事課	<拡充 	> _											
	報(民間、国、他の自治体等)を織り込んだ効果的な	/	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
	研修を実施する。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
c 新	規採用時から政策形成力に繋が	る研修の乳	<b>実施</b> <	拡充>	>										
	新規採用時から政策形成 力に繋がる情報収集・活 用力や企画立案力に関す	人事課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
	る研修を実施する。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	Ο%	(1)	100%	(0)	Ο%	
	国や世界の情報を収集・分析し、‡ 外事務所の活用<継続>	<b>に有する仕</b>	組み	l											
	県外事務所は、現地での 情報分析や県の対応策な	県外事務 所	В	H23	3	100%	0	0%	0	0%	3	100%	-	-	
	どを迅速かつ的確に全庁 や関係先に報告する。			H22	(3)	100%	(0)	0%	(0)	Ο%	(3)	100%	(0)	0%	
b 海	[外事務所の活用<新規>		I	l											
	対応策などを定期的なレポートとしてまとめ、全庁や	海外事務 所【地産 地消・外 商課】	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
	関係先に報告する。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
	応援団の拡充<拡充>	ш и д	1	1	1										
59	県との情報の受発信の機 会を増やし、応援団を拡	県外事務 所	В	H23	3	100%	0	0%	0	0%	3	100%	-	-	
	充していく。			H22	(3)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(3)	100%	(0)	0%	
	ンテナショップでの情報の受発信		1												
	アンテナショップが消費地 からの様々な情報収集、 県外への情報発信機能の	各所属	Α	H23	54	100%	0	0%	0	0%	54	32%	113	68%	
	拠点となるよう活用する。			H22	(55)	89%	(7)	11%	(0)	Ο%	(62)	37%	(107)	63%	
e ア	ドバイザー等の設置<新規>		1	1	ı										
61	高知県産業振興アドバイ ザーの派遣等を行う。	計画推進課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
				H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	
62	高知県産業振興スーパーバイザーを委嘱する。	計画推進課	В	H23	1	100%	0	0%	0	0%	1	100%	-	-	
	´ I / C 女'内リ'√√0。			H22	(1)	100%	(0)	0%	(0)	0%	(1)	100%	(0)	0%	

# 県政改革アクションプランの取組状況の検証について各部局の主な意見(知事部局)

# 1 各所属での取組状況

- (1) 各所属で取り組む項目の検証結果に対してどう認識しているか。
- ◆職員の県政改革に対する理解も深まり、県政改革に関する意識も浸透してきている。
- ◆行政情報の公開が一定程度進んでいる。
- ◆アクションプランの目的・方向性は理解できているが、日常業務をこなすことで精一杯で、具体的な取り組みまでは手が回っていない面もあるが、今後も継続した取り組みは必要。
- ◆今後とも個々職員及び所属として適宜点検していくことは必要。

## 2 各部局での取組状況

#### (1)各種団体からの要望等の公表・仕組みづくりができているか。(検証区分NO12)

- ◆公表のルール (知事・副知事への要望はすべてを、また部長への要望は文書で回答したものを公表) に沿って実施できている。
- ◆要望は、書面によるもの、電話によるもの、メールによるもの、来庁によるものなど、 その形態は様々で、その内容も、本来、事業者に対して行うべきものなど、多岐にわ たるため、対応はケースバイケースとなる。
- ◆一層、迅速な公表に努め、部内の情報共有に心がけていく必要がある。

#### (2) 現場体験を実施しているか。(検証区分NO36)

#### ◆地域福祉部

- ○障害保健福祉課の新人職員が障害福祉関係施設を訪問し、直接施設の現状をみた うえで施設の職員や保護者と意見交換を行った。
  - ①生活介護・児童デイサービス事業所
  - ②知的障害者更生施設
  - ③グループホーム・ケアホーム
  - ④重症心身障害児施設
- ○児童家庭課では日常的に、児童福祉施設などに訪問し、現場体験や担当職員との 意見交換などを行い、県民ニーズの把握に努めている。
- ○高齢者福祉課では、毎年度、人事異動による転入職員を中心に介護保険施設、介護サービス事業所での1日研修を行っている。
- ○あったかふれあいセンターで利用者と一緒に体操等の現場体験なども行った。

#### ◆産業振興推進部

○先進的な取組を行っている地域団体との意見交換会、交流会(宿泊付き)を実施

(内容):地域と取り組みと地域支援企画員の役割等について (対象職員):新任地域支援企画員、地域づくり支援課職員

#### ◆農業振興部

- ○採用2年目の普及指導員等を対象に、管内の篤農家や農業生産法人等の協力をいただきながら、生産現場の体験研修を実施し、技術や経営に対する意識等を学ばせている。
- ○消費地の多様なニーズを把握し、そのニーズに対応できる産地づくりに取り組む ため、園芸連や市場関係者等の協力のもと、概ね5年以上の普及指導員を対象とす るマーケティング研修を実施している。

#### ◆林業振興·環境部

○森の工場内で林業事業体と県職員による木材搬出等の作業システムについて研修

#### (3) 県政に対する不当な圧力・介入に対して毅然と対応しているか。(検証区分NO46)

- ◆不当な圧力や介入に当たる事例は対応できている。
- ◆事例はなかったが、あれば毅然と対応する体制は整っている。
- ◆県民の声を直接聞き、様々な県民に対して、適切な対応と確実な情報共有を心がけている。

# 3 職員の意識

#### (1) アクションプランの目指す方向性を各職員が理解しているか。

- ◆所属の目標設定での話し合いなどにより、各職員への周知は進んでいる。
- ◆プランの趣旨を踏まえた内容の集合研修により職員周知は図られている。
- ◆若い職員の中には闇融資事件を知らない職員もおり、継続的な学習が必要。

### (2) アクションプランの取組により職員の意識改革がなされているか。

- ◆不適切な政策決定をすることは許されないという意識は、強く定着しており、意識改革はなされている。
- ◆意思決定の透明性や特定の個人や団体に対して毅然とした対応をするという意識や常 に県民の目線に立ってという意識は根付いてきた。
- ◆前向きに仕事に取り組む意識が根付いてきており、そういう職場環境づくりも進んできている。
- ◆情報の公開についても一定の意識改革に繋がっており、今後も検証を引き続き行い、 一人ひとりの職員の意識に定着するように取り組む必要がある。
- ◆情報の取扱いに関して、課内での共有、報告の重要性を意識するようになった。
- ◆個々の業務の見直しにより、意識改革につながっている。

# 4 アクションプランの見直し等

#### (1) アクションプランの取組を進めることで改善されたことは何か。

- ◆県政に関する情報公開の拡充。
- ◆職員が県民に向き合う姿勢と組織対応の仕組みが明文化され、職員・所属で共有された。
- ◆風通しの良い職場環境となっている。
- ◆職員に公平、公正性の意識が定着。
- ◆情報の共有や公開が進み、県政に対する不当な圧力・介入が減少。
- ◆不正な働きかけに屈しない断固とした姿勢の重要性に対する認識が拡がった。
- ◆分かりやすい文書等の作成に心がけ、県の事業等情報を積極的に発信・提供し、県民 への説明責任の意識が進んだ。
- ◆情報の共有により、業務の引き継ぎが効率的に行われている。
- ◆要望や要求内容の公表により、その内容を第三者が見ることができるため、不当と思われるものが減少し、職員も毅然とした対応が取りやすくなった。

#### (2) アクションプランの取組内容は形骸化していないか。

- ◆現時点では形骸化していない。時間の経過とともに形骸化することのないよう、常に 検証する視点が必要と考える。
- ◆形骸化はなく、取り組みの意識が深まり、各自が自然に取り組めている。
- ◆多くの所属では、外部との接触機会が多いことなどから、常に課題意識を持ち、随時 の点検等を心懸けており、形骸化はしていないと認識している。
- ◆形骸化させないためには、常に業務のあり方を見直していくことが必要で、風通しの よい職場環境づくりが重要。
- ◆プランができた経緯を風化させないためにも、引き続き職階研修などで、職員への意 識啓発が重要。

#### (3) 職員の負担が過大になっていないか。

- ◆日頃の業務で意識して取り組んでいることなどから、職員に過大な負担とはなっていない。
- ◆各種情報をホームページに掲載するための事務処理など煩雑な面はあるが、各々の取組について一定の仕組みやルールができており、ほとんど通常業務の中に溶け込んでいる。

#### (4) アクションプランは見直しや新たな取組が必要となっていないか。

- ◆現時点では、特に見直す必要はなし。
- ◆取組内容等は、現状のままでよい。
- ◆見直しや新たな取り組みを進める前に、なお一層の徹底を図るべき。
- ◆常に改善する視点を持った取組みが必要。
- ◆非常勤職員や臨時職員へも理解を深めさせていくことが重要。
- ◆形骸化しないような仕組みは必要。